総 務 協 議 会 協 議 事 項

（日時　令和２年３月４日（水）
　　午前９時30分
場所　第１委員会室）

○　所管事項の報告について

１　フラットアリーナの利用について

２　八戸市多目的アリーナ条例（案）の概要について

３　新型コロナウイルス感染症対策のための八戸市立小・中学校の臨時休業について

総務協議会説明資料 令和２年３月４日 まちづくり文化スポーツ部 スポーツ振興課

フラットアリーナの利用について

１　市の利用枠について

(1)　設定の考え方について

市利用枠の 2,500 時間に当たっては、「フラットアリーナの賃借に関する協定書」を令和２年３月２日に締結し、利用についての基本方針を交わし、平日は営業時間の約半分、週末は月１回程度全時間帯を借り上げることとした。

(2)　基本方針について

① 月・火曜日　午後 1 時 45 分から翌日午前 0 時 15 分（一般開放、練習、学校体育想定）

5：00　13：45　24：15　26：00

運営者	八戸市	運営者

② 水・木曜日　午前 5 時から午後 3 時 30 分まで（一般開放、練習、学校体育想定）

5：00　15：30　26：00

八戸市	運営者

③ 土日・祝　年間 24 日程度　午前 5 時から翌日午前２時まで（大会等想定）

5：00　26：00

八戸市

④ 上記(3)の土曜日の前日　午後 1 時 45 分から翌日午前２時まで（大会等想定）

5：00　13：45　26：00

運営者	八戸市

・上記基本方針に基づき、４月～翌 3 月まで、年間 2500 時間を借り上げる。
・大会・興行等については、両者で協議し、これに限らずに対応する。
・使用料については、別途「八戸市多目的アリーナ条例（案）」で規定する。

２　クロススポーツマーケティング株式会社の分割及び商号変更について

(1) 概要　　市から市有土地の無償貸付をうけ、フラットアリーナを整備していたクロススポーツマーケティング株式会社が、令和元年 12 月 9 日に商号変更をし、「XSM FLAT 八戸株式会社」となり、フラットアリーナの所有者が変更される。

施設の運営については、クロススポーツマーケティング株式会社を新設分割（令和元年 12 月 9 日）し、アリーナ運営の事業者となるもの。

(2) 目的　XSM FLAT 八戸株式会社

所有に特化した企業となることで、金融機関からの出資・融資が受けやすくなり、安定的な施設保全へとつなげる。

クロススポーツマーケティング株式会社

運営に特化した企業となることで、顧客満足度向上の実現を図る。

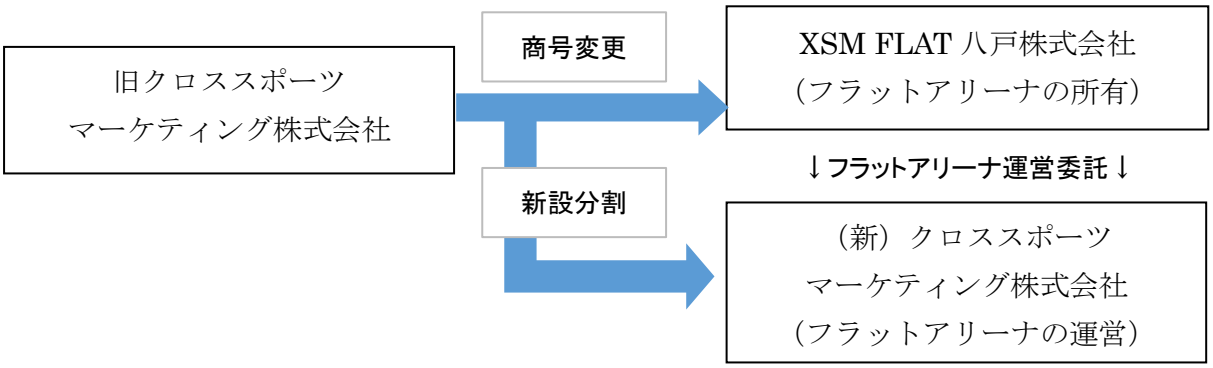

	変更後	変更前
商号	XSMFLAT 八戸株式会社	クロススポーツマーケティング株式会社
所在地	八戸市大字尻内町字三条目７番地７	東京都千代田区神田錦町三丁目２０番地
代表者	代表取締役社長　三品（みしな）　貴仙（たかのり）	代表取締役社長　中村　考昭
商号変更日	令和元年 12 月 9 日	

（参考）　フラットアリーナ施設概要

(1) 位置　八戸駅西土地区画整理事業保留地 60 ブロック１ロット

(2) 土地所有者　八戸市

(3) 建設主体　XSM FLAT 八戸株式会社（令和元年 12 月 9 日商号変更）

(4) 面積　建築面積：約 5,150 ㎡、延床面積：約 7,200 ㎡

(5) 構造　鉄骨造、RC 造

(6) 高さ（階層）　約 17m（地上２階）

(7) 収容人数　①アイスホッケー利用時　：約 3,500 人
②バスケットボール利用時　：約 5,000 人

(8) 駐車可能台数　通常時 59 台、臨時（建物前広場利用）150 台程度

(9) 総工費　約 36 億円（建屋工事・外構工事・設備工事込）

総務協議会説明資料 令和２年３月４日 まちづくり文化スポーツ部 スポーツ振興課

八戸市多目的アリーナ条例（案）の概要について

１　制定の理由

現在 XSMFLAT 八戸株式会社が整備している多目的アリーナについて、市利用枠を公の施設として位置づけ、その利用枠内の管理について必要な事項を定めるもの。

２　条例の主な内容

(1)名称及び位置

名称：フラット八戸

位置：八戸市大字尻内町字三条目７番地７

(2)使用等の手続きに関する項目

①　使用の制限

②　使用の許可

③　使用の変更とその取消し等

(3)使用料

新井田インドアリンク等の料金を基本とし、周辺市町のスケートリンクの料金を考慮して設定する。

(4)スケートリンクとして使用する場合の使用料の一例

貸切使用の場合（１時間当たり）

区　分	**フラットアリーナ**	新井田インドアリンク	南部山アイスアリーナ
アマチュアスポーツに使用する場合で、入場料を徴収しない場合	**17,930 円**	14,940 円	一般：25,200 円 高校生以下：23,100 円
教育活動を目的として使用する場合で、市内の小学校・中学校が使用する場合	**無料**	無料	１人 100 円

個人滑走の場合の滑走料（１人１回）

区　分	**フラットアリーナ**	新井田インドアリンク	南部山アイスアリーナ
一般	**580 円**	580 円	700 円
高校生	**360 円**	360 円	500 円
中学生	**250 円**	250 円	300 円
小学生以下	**150 円**	150 円	300 円

(5)その他の管理に関する事項

使用料の還付・減免、目的外使用の禁止、秩序保持、使用者の原状回復義務、損害賠償等について定める。

３　その他

条例の施行日ついては、施行規則の定める日とし、これを附則に定めるものとする。なお、施設の供用開始は令和２年４月１日を予定しているが、供用前の準備行為については必要な時期に行うものとする。

総務協議会資料
令和２年３月４日
学校教育課

新型コロナウイルス感染症対策のための八戸市立小・中学校の臨時休業について

１　趣　　旨

新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するため臨時休業

２　期　　間

令和２年３月３日（火）～　３月26日（木）

３　主な内容

〇出校日等の設定について

各学校の実情に応じて設定する。

〇卒業式、修了式・離任式の実施について

感染防止の措置を講じ、参加者の規模縮小や時間短縮、スペース確保等開催方式を工夫して対応する。